

令和8年度高知県園芸品の販売促進に向けた
キャッチフレーズ及びサウンドロゴ募集要領

1 事業の目的

高知県産園芸品のファンづくりや認知度を高めるため、これまでの消費宣伝活動に加え、「新たなイメージ定着」に向けた、消費宣伝活動を展開するために使用する「キャッチフレーズ及びサウンドロゴ」を募集します。

本事業では、コンペティション方式により、県民投票の対象となる3案を決定します。

2 事業主体

高知県園芸品販売拡大協議会（以降、「協議会」という）

構成員：JAグループ高知、高知県

3 募集内容

別添1のとおり

4 募集締め切り

令和8年6月30日(火) 17時まで

5 賞金

審査の結果、県民投票の対象となった3案に対して、1案につき50万円(税込)を支払います。

なお、本制作に必要となる一切の費用(人件費、企画費、取材費、交通費、通信費、消耗品費を含む)は、全て応募者の負担とします。

(※賞金は源泉税、復興特別所得税などの税金を控除した金額をお支払いします。)

6 審査員

審査を行う審査員は以下のとおりします。

(1) 協議会事務局

(2) 事業の目的を深く理解し、高知県産農産物の販売拡大に向けて積極的に関わる者。

(3) 事務局が選任する概ね30~70代までの幅広い年代の者であって、農産物の生産、流通、販売のいずれかの分野に携わる者。

7 審査方法

県民投票の対象とする3案を次の方法で選定及び決定します。

(1) 一次審査(書類審査)

提出いただいた企画提案書について協議会にて審査を行い、二次審査対象企業を選定します。

(2) 二次審査(オンライン審査)

一次審査で協議会選考により選定された応募者は、オンラインにより、「6 審査員」に対して提案説明いただき、県民投票に選出する3案を決定します。

なお、提案説明の詳しい内容については、二次審査に選出された応募者に送付します。

(3) 選定結果の通知

二次審査通過者については、別途定めるホームページ上で公開するとともに、二次審査対象者には書面で通知します（電子メールでの送付予定）。

なお、結果についての異議申し立ては受け付けません。

8 県民投票に選出された3案の取り扱い

(1) 著作権について

ア 選出された3案については、著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。)及び使用権が提案者から当協議会へ移転するものとし、各案につき50万円を支払います。

イ 選出された3案について、応募者は著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利を行使しないものとします。

(2) 3案から1案を選出する方法

7月中旬から開始する県民投票の結果をもとに、採用する1案を決定します。

9 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (2) 高知県競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)に登録されている者は、「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (3) 高知県税を滞納していないこと
- (4) 県民投票を経て採用された場合に、キャッチフレーズ及びサウンドロゴを用いたPRにかかる資材等作成業務委託契約を締結し、業務を遂行できる者であること

10 本事業にかかるスケジュール

(1) 事前説明会参加申込期限	令和8年5月20日(水)
(2) 事前説明会※WEB併用	令和8年5月21日(木)10:00～
(3) 質疑書提出締切	令和8年5月29日(金)
(4) 質疑書回答	令和8年6月3日(水)
(5) 企画提案書提出期限	令和8年6月30日(火)
(6) 第一次審査会	令和8年7月1日(水)～3日(金)
(7) 第一次審査結果通知	令和8年7月6日(月)～7日(火)
(8) 第二次審査会(提案説明)	令和8年7月9日(木)午前
(9) 審査会結果通知	令和8年7月13日(月)～14日(火)
(10) 県民投票	令和8年7月中旬開始(約1ヶ月間)
(11) 最終結果通知	令和8年8月17日(月)～21(金)

11 事前説明会

募集内容や申請手順について説明します。参加希望者は、電子申請システムにより申し込んでください。

- (1) 開催日時 令和8年5月21日(木) 10時から
- (2) 場所 JA高知県営農販売事業本部(高知県高知市仁井田字新港 4706-4)
- (3) 開催方法 現地参加又はオンライン
ただし、現地参加の場合は1社あたり2名までとします。
- (4) 申込期限 令和8年5月20日(水) 12時まで
- (5) 申込方法 電子申請システム
(https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20062)

12 質疑と回答

この応募に関して質問事項がある場合は、次により提出する。なお、本事業に関する質疑は、この質疑書での受付のみとし、電話、口頭等での問合せや受付期間外の質疑は受け付けません。

- (1) 提出期限 令和8年5月29日(金) 12時まで
- (2) 提出様式 質疑書(様式1)
- (3) 提出方法 電子メール(電話による着信確認を行うこと) ryutsukikaku-b@ja-kochi.or.jp
- (4) 回答 HPに掲載(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026051200167/>)

13 応募手続き

応募に当たって必要な書類は次のとおりです。なお、応募にあたっては1社につき3案まで応募可とします。

[提出書類、様式及び提出部数等]

	様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
①	様式2	応募申込書	A4縦	1部
②	—	企画提案書(様式自由)	A4縦横自由 両面印刷	正本1部、副本2部
③	—	音声データ(USB、CD)	—	1式

- (1) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)
- (2) 提出期限 令和8年6月30日(火) 17時必着
- (3) 提出先 高知県園芸品販売拡大協議会事務局(JA高知県流通企画部内)
〒781-0112 高知県高知市仁井田字新港 4706-4

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の作成及び提出等
 - ア 提出された書類は返却しません。
 - イ 提出された書類は、必要に応じ複写することがあります。
 - ウ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とします。
 - エ 提出期限後の書類の内容の変更は認めません。

- (2) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式不問）を提出する。なお、辞退することにより、今後の契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (3) 選定後に辞退した場合、次点の者が繰り上がり選定者となります。
- (4) 提出された提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式3により提出してください。ただし、開示・非開示の判断は様式3に基づき行うものではなく、様式3を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

※高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/>]

- (6) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

15 問合せ

高知県園芸品販売拡大協議会（JA 高知県流通企画部内） 担当：野町、澤本

送付先：〒781-0112 高知県高知市仁井田字新港 4706-4

連絡先：088-837-6302

F A X：088-837-6320

メール：ryutsukikaku-b@ja-kochi.or.jp

16 その他

以下に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

- (1) 提出書類に不備があった場合、もしくは資格要件を満たさない場合
- (2) 審査委員または関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合